

2017 年版 監査役職務確認書 新旧対照表 (2016 年版からの改訂箇所を表示)

2017 年 3 月 第 7 回改訂

I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目 1. 監査計画及び職務の分担 p. 1～p. 2

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
カ コ ミ 枠	監査計画は、事業の持続的な発展と良質な企業統治体制の確立に資する監査活動を効率的に行うための基本計画であり、策定にあたって監査役（会）は、前年度の監査活動の実効性について分析・評価を行った上で、取締役や内部監査部門等と緊密なコミュニケーションや連携を図り、自社の重要リスクを反映させることが重要である。	監査計画は、事業の持続的な発展と良質な企業統治体制の確立に資する監査活動を効率的に行うための基本計画であり、策定にあたって監査役（会）は、前年度の監査活動の実効性について分析・評価を行った上で、取締役や内部監査部門等 及び会計監査人 と緊密なコミュニケーションや連携を図り、自社の重要リスクを反映させることが重要である。	【文章修正】 会計監査人・監査役双方が意見交換し、その結果を両者の監査計画に反映させることは有意義なので明記した。
確 認 事 項	□ 1. 監査役間・監査役会で協議し、重点監査項目、監査方法及び職務分担を定め、監査計画を作成した。	□ 1. 監査役間・監査役会で、 前年度の監査活動の実効性について 協議し、重点監査項目、監査方法及び職務分担を定め、監査計画を作成した。	【文章修正】[カコミ]内の記述「前年度の監査活動の実効性についての分析・評価を行った上で」を確認事項に反映した。

I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目 4. 監査役会の運営及び監査役会非設置会社の監査役の連携 p. 4～p. 5

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
説 明	<u>(9) 監査報告の作成において、監査役会非設置会社の監査役全員の監査意見が完全に一致する場合は、監査報告を一通(連名)にすることができる。なお、監査役協議会を設置している場合、「監査役会監査報告」と同等の法的権限を有するものと誤解されないように、「監査役協議会監査報告」のよ うな名称を付することは避け、「監査役監査報告」とする。</u>	(削除・移設) → IV. 監査報告に関する項目 2. 監査報告の作成・通知 の[説明](4)とする。	【削除・移設】 監査役会非設置会社の監査報告の作成方法について説明した文章のため移設した。
監 査 の ツ ボ	(新設)	2) 監査の実効性を高め、監査品質を維持・向上させるため、たとえ独任制の判断のもと意見の異なる監査役が行った調査等の結果であっても他の監査役と情報共有することが望ましい。	【新設】意見が異なる監査役が行った調査等の結果であっても監査役間で共有することが望ましいので明記した。

Ⅱ. 業務監査に関する項目 1. 取締役会等への出席・意見陳述／重要な会議への出席 p. 6～p. 7

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
監査のツボ	2) 会議後、 <u>監査証跡を残し、自ら議事の要点メモを作成しておくことが望ましい。</u> (作成過程で事実誤認がないよう、重要事項・懸念事項等を担当取締役等に再確認する)	2) 会議後、 <u>自ら議事の要点メモを作成し、監査証跡を残しておくことが望ましい。</u> (作成過程で事実誤認がないよう、重要事項・懸念事項等を担当取締役等に再確認する)	【文章修正】 議事の要点メモを残すことが監査証跡を残すことになるので、文脈を整理した。

Ⅱ. 業務監査に関する項目 2. 取締役会等の 意思決定・監督義務の履行状況・書面決議 の監査 p. 7～p. 8

＊【一部削除】 2. の表題から「書面決議」を削除（理由）「書面決議」の重要性がこの項全体において低いと判断した。

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
説明	(4) <u>取締役会の監督義務の履行状況の監査に当たっては、取締役会が、代表取締役及び業務を執行する取締役にその職務の執行状況を適時、適切に報告を求めているか、また、監督義務を適切に履行しているかを監視、検証する必要がある。</u> 取締役会の監督は、取締役の職務執行の適法性にとどまらず、経営判断を含む妥当性に及ぶ。	(4) 取締役会が、代表取締役及び業務を執行する取締役にその職務の執行状況を適時、適切に報告を求めているか、また、監督義務を適切に履行しているかを監視、検証する必要がある。取締役会の監督は、取締役の職務執行の適法性にとどまらず、経営判断を含む妥当性に及ぶ。	【文章修正】 文頭「取締役会の監督義務の履行状況の監査に当たっては、」を削除。 同文章中「監督義務を適切に履行しているかを・・・」と記述に重複感があるため。
	(5) <u>取締役会の決議の省略は、決議の目的である当該事項の提案がなされ、当該提案につき取締役（除く議決権のない取締役）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行った場合に、監査役の異議がない時に限り認められ、この旨を定款に定めておかななくてはならない。</u> (6) 取締役会の書面による決議の提案がなされた場合は、当該提案について議決権を有する取締役全員の書面による同意の有無を確認し、提案内容が審議を行わずとも同意できる内容であるかを十分考慮して、異議を述べるか同意するかを判断する。書面決議について、監査役は、書面にて意思表示することが望ましい。	(5) 削除 (6) 番号を (5)に変更 (5) 取締役会の書面による決議の提案がなされた場合、 監査役は、 当該提案について議決権を有する取締役全員の書面による同意の有無を確認し、提案内容が審議を行わずとも同意できる内容であるかを十分考慮して、異議を述べるか同意するかを判断する。書面決議について、監査役は、書面にて意思表示することが望ましい。	【削除・文章修正】 (5) (6) の説明内容に重複感があるため、(5)を削除し、(6)の原文を監査役の対応を明確に説明する記述となるように文脈を整えた。 なお、一般的に、取締役会の書面決議が頻繁に行われることはない。

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
監査のツボ	1) 取締役会が監査役にとって取締役の職務執行を監査する最重要な場であることを認識し、監査役は、法令・定款・社内規則違反や多額の損失などの事実又はその疑いがあることについて発言し、議事録に記載させる責任がある。不合理と思われる案件や資料が不十分と思われる場合は、適切かどうか発言し、更なる資料などを求める必要がある。 3) (新設)	1) 取締役会が監査役にとって取締役の職務執行を監査する最重要な場であることを認識し、監査役は、法令・定款・社内規則違反や多額の損失などの事実又はその疑いがあることについて発言し、議事録に記載させる責任がある。不合理と思われる案件や資料が不十分と思われる案件の場合は、適切かどうか発言し、更なる資料などを求める必要がある。 3) 取締役会を活性化させ、その機能の向上を図るために、取締役会がその役割・責務を適切に遂行しているかについて取締役会によって分析・評価されることが望ましい。評価項目には、例えば、代表取締役その他の業務執行取締役が会社の戦略的な方向性に基づいた意思決定をしているか、意思決定に対応するリスクを適切に管理しているか、取締役が職務執行状況を適時・適切に報告しているか、中期経営計画等の達成状況を分析しているか、業績評価が経営陣の人事に反映されているかなどが含まれる。監査役(会)は、取締役会が分析・評価する項目・手続を定め、それを実施しているかを監査の着眼点とする。	【文章修正】文脈を整理した。 【新設】CGコード第4章 取締役会等の責務の各原則では、上場会社の取締役会の役割・責務を例示するとともに、取締役会の実効性の分析・評価を行うことを求めている(原則4-11)。非上場会社においても取締役会は重要な機関であり、その実効性の分析・評価をすることが望ましいので、新たに「監査のツボ」として追加した。
関連法令等	(新設)	○コーポレートガバナンス・コード第4章[取締役会等の責務]	[説明]③の新設に伴い、根拠としたCGコード第4章を関連法令等に追加した。

Ⅱ. 業務監査に関する項目 3. 取締役(会)への報告義務・行為差し止め請求 p.8

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
説明	(4) (1)～(3)の行為が適切に行われない場合は、監査役は任務懈怠責任を問われることがある。	(4) (1)～(3)の行為を適切に行わない場合は、監査役は任務懈怠責任を問われることがある。	【文章修正】受動的表現ではなく、「監査役が行わない場合」と主体的表現に修正した。

Ⅱ. 業務監査に関する項目 5. 内部統制監査（金商法「財務報告内部統制」を含む） p. 10～p. 11

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
説明	(8)内部通報制度は内部統制システムの一部である。<u>内部統制システムを充実させても、その網の目をかいくぐって、違法行為等がなされる可能性がある。</u>内部通報制度は内部統制システムの網の目から漏れた違法行為等のリスク情報を問題が大きくなならないうちに、通常の業務上の報告ルートとは別にバイパスルートを設定することによって吸い上げるものである。 昨今、内部告発により不祥事が表面化し、大きなダメージを受けている企業が多いが、内部通報制度の充実によりリスクの減少を図ることが重要である。	(8)内部通報制度は内部統制システムの一部である。内部通報制度は内部統制システムの網の目から漏れた違法行為等のリスク情報を問題が大きくなならないうちに、通常の業務上の報告ルートとは別にバイパスルートを設定することによって吸い上げるものである。 昨今、内部告発により不祥事が表面化し、大きなダメージを受けている企業が多いが、内部通報制度の充実によりリスクの減少を図ることが重要である。内部通報された情報が監査役に伝達される体制が必要である。監査役を内部通報の窓口のひとつとする企業もある。	【文章修正】 一部の文章内容の重複感を解消するとともに、監査役の対応について追記した。

Ⅰ. 業務監査に関する項目 6. 会社の支配に関する基本方針等の監査 及び第三者割当の監査と独立役員の対応 p. 12～p. 13

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
監査のツボ	1) 独立役員に指定された社外監査役と他の監査役は、協力して第三者割当に関する有利発行の該当性（発行価格、発行株数、割当先等）について、<u>一般株主の担当所管部署と情報交換</u>を図り、必要があると認めたときは、外部の弁護士等の意見を求め、一般株主の利益への配慮の観点から代表取締役及び取締役意見に意見を述べる。	1) 独立役員に指定された社外監査役と他の監査役は、協力して支配株主の異動を伴う募集株主等の発行、及び第三者割当に関する有利発行の該当性（発行価格、発行株数、割当先等）について、I R 担当所管部署より情報収集を図り、必要があると認めたときは、外部の弁護士等の意見を求め、一般株主の利益への配慮の観点から代表取締役及び取締役に意見を述べる。	【文章修正】 P12[説明](2)の記述内容に符合するように、支配株主の異動を伴う場合を付記する。 文章をわかり易くした。

Ⅱ. 業務監査に関する項目 1 2. 事業報告等の監査 p. 18～p. 19

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
説明	(3)監査役は、監査報告を作成するに当たり、<u>取締役の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認するとともに、企業の健全性にも留意の上、監査報告に記載すべき事項があるかを検討する。</u>また、監査役は、<u>親子会社間の利益相反取引に関する取締役の判断が事業報告に記載されている場合は当該事項についての意見を監査報告に記載する。</u>	(3) 監査役は、事業報告等が法令又は定款に従い、会社の状況を正しく示しているかどうかについての意見を監査役監査報告に記載しなければならない。	【一部削除・移設・文章修正】 法文上の規定を引用して事業報告等の監査の内容を簡潔に説明する。原文(3)の前段は「Ⅳ. 監査報告に関する項目」に移設、後段は「4. 競業取引・利益相反取引等の監査」説明(1)③の記述と重複しているので削除する。

Ⅲ. 会計監査に関する項目 2. 会計監査人設置会社の会計監査 p. 21～p. 22

	2016 版	2017 年版	理由・根拠
説明	(3)会計監査人の監査結果の相当性については、会計監査人から聴取した監査の報告内容を検証する必要があるとともに、<u>監査役も重点監査項目について会計監査を行い</u>、当該監査結果をもって会計監査人の監査結果を検証する必要がある。具体的には、次に掲げるような事項が想定される。 ①損益計算書・貸借対照表の主な項目の内容分析 ②損益計算書・貸借対照表の注記事項の適法性確認 ③現金、預金等の金銭出納検査の結果確認	(3)会計監査人の監査結果の相当性については、会計監査人から聴取した監査の報告内容を検証する必要があるとともに、監査役も<u>業務監査による実態把握に基づき</u>、重点監査項目について会計監査を行い、当該監査結果をもって会計監査人の監査結果を検証する必要がある。具体的には、次に掲げるような事項が想定される。 ①損益計算書・貸借対照表の主な項目の内容分析 ②損益計算書・貸借対照表の注記事項の適法性確認 ③現金、預金等の金銭出納検査の結果確認	【文章修正】 監査役は、職業的専門家である会計監査人と同じ視点で重複的な監査をするのではないことを明示した。

Ⅲ. 会計監査に関する項目 3. 会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等についての確認 p. 22～p. 23

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
説明	(1)監査役(会)は、会計監査人の選任、解任、不再任の議案の内容の決定権を有する。監査役(会)は、每期会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性などが適切であるか確認し、会計監査人の再任の可否を判断する。その判断結果と理由を文書により代表取締役提出する。	(1) 監査役(会)は、会計監査人の選任、解任、不再任の議案の内容の決定権を有する。監査役(会)は、每期会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性などが適切であるか確認し、会計監査人の再任の可否を判断する。その判断結果と理由を文書により代表取締役に提出する。<u>監査役(会)は、会計監査人の再任が不適当と判断した場合は、速やかに新たな会計監査人候補者を検討しなければならない。</u>	【文章修正】 不再任の場合の候補者の検討は監査役（会）の任務であることを明示した。

Ⅲ. 会計監査に関する項目 4. 会計監査人との連携についての確認 p. 23～p. 24

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
説明	(5)会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する<u>重大な事実</u>がある旨の報告を受けた場合には、監査役は、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。	(5)会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実<u>(財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。)</u>がある旨の報告を受けた場合には、監査役は、必要な調査を行い、取締役に対して助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。	【文章修正】 協会監査基準に倣って、項目(7)の趣旨を項目(5)の説明に統合し、簡明化した。 項目(7)は削除した。

	(7)監査人が、取締役における法令に違反する事実その他の財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の適切な措置をとるべき旨を、遅滞なく、監査役に書面で通知しなければならない。 (8)監査役が監査人から財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示のリスク(以下「不正リスク」という)に関連して質問を受けた場合は適確にこれに答えるとともに、監査人と連携して適切な対応を図らなければならない。特に当該不正リスクに経営者の関与が疑われる場合は、監査人と協議の上、経営者に対して是正等の適切な措置を要求する。	(7)削除 (8)→(7) (7)監査役が監査人から財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示のリスク(以下「不正リスク」という)に関連して質問を受けた場合は適確にこれに答えるとともに、監査人と連携して適切な対応を図らなければならない。特に当該不正リスクに経営者の関与が疑われる場合は、監査人と協議の上、経営者に対して是正等の適切な措置を要求する。	【削除】 【番号変更】 番号(8)を番号(7)に変更した。
確認事項	□1. 会計監査人の方法と結果が相当であるか否かについて、監査役が行う相当性判断に資するように、会計監査人と緊密な連携を図った。	□1. 会計監査人の監査の方法と結果が相当であるか否かについて、監査役が行う相当性判断に資するように、会計監査人と緊密な連携を図った。	【文章修正】 文字を補い文脈を正しくした。
監査のツボ	2)会計監査人との連携に当っては監査役自ら働きかけ、様々な会計上の課題等につき、常日頃質問等を行うなど、十分なコミュニケーションを図っておくことが重要である。<u>出来るだけ多くの会計監査人と</u>コミュニケーションを図る。	2) 会計監査人との連携に当っては監査役自ら働きかけ、様々な会計上の課題等につき、常日頃質問等を行うなど、十分なコミュニケーションを図っておくことが重要である。監査チームの出来るだけ多くの公認会計士とコミュニケーションを図る。	【文章修正】 多くのコミュニケーションを図る相手を明確化した。

IV. 監査報告に関する項目

2. 監査報告の作成・通知

p. 25～p. 26

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
説明	II. 業務監査に関する項目 12. 事業報告等の監査[説明] (P. 19) (3)監査役は、<u>監査報告を作成するに当たり、取締役の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認するとともに、企業の健全性にも留意の上、監査報告に記載すべき事項があるかを検討する。</u>また、監査役は、親子会社間の利益相反取引に関する取締役の判断が事業報告に記載されている場合は当該事項についての意見を監査報告に記載する。	(新設) (1)監査役(会)は、取締役の法令又は定款違反行為及び後発事象の有無等を確認するとともに、その他企業の健全性に重大な影響のある事項(継続企業の前提に係る事象、重大な事故・災害・係争事件等)について十分な情報開示が適時適切な方法で行われていたかについても留意の上、監査報告に記載すべき事項があるかを検討する。 番号(1)→(2)に番号変更 番号(2)→(3)に番号変更	【新設(移設・文章修正)】 II. 業務監査に関する項目 12. 事業報告等の監査[説明](3)の前段部分は、監査報告の作成に関する説明のため、説明(1)にその趣旨を移設した。協会監査基準の第59条4項(第44条2項を含む)を参考にし、留意すべき事項の内容を明瞭にした。

	p.5 <u>I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目</u> 4. 監査役会の運営及び監査役会非設置会社の監査役の連携 (9)監査報告の作成において、監査役会非設置会社の監査役全員の監査意見が完全に一致する場合は、監査報告を一通(連名)にすることができる。なお、監査役協議会を設置している場合、「監査役会監査報告」と同等の法的権限を有するものと誤解されないように、「監査役協議会監査報告」のような名称を付することは避け、「監査役監査報告」とする。	p.25 [説明](4)として 原文を一部修正して移設(新設) (4)監査役会非設置会社の場合、各監査役の監査報告を作成することになるが、監査役全員の監査意見が完全に一致する場合は、監査報告を一通(連名)にすることができる。なお、監査役協議会等を設置している場合、「監査役会監査報告」と同等の法的権限を有するものと誤解されないように、「監査役協議会監査報告」のような名称を付することは避ける。 *「監査役協議会等」については、「I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目 4. 監査役会の運営及び監査役会非設置会社の監査役の連携」の項を参照すること。	【新設・移設・文章修正】 監査役会非設置会社の監査報告の作成方法について説明した文章なので、この項で説明することが相応しい。
--	---	---	---

V. その他 監査役が対応すべき項目 1. 取締役等の責任一部免除に関する事項 p.27

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
監査のツボ	1) <u>議案の十分な把握及び法令の理解が必要。</u>	(削除)	【削除】 全てに共通の一般的な提言・助言であり、この項で特に必要としないので削除した。

V. その他 監査役が対応すべき項目 5. 監査役と社外取締役との情報交換に関する事項 p.30

	2016 年版	2017 年版	理由・根拠
関連法令	(新設)	(新設)○コーポレートガバナンス・コード補充原則 4-4①[社外取締役の情報収集力の強化] (新設)○コーポレートガバナンス・コード補充原則 4-8①[独立社外取締役と監査役会の連携]	【新設】 [説明]及び[監査のツボ]に関し、CGコードのうち参考とした補充原則を追加した。
監査のツボ	(新設)	(新設) 1)会社執行部より社外取締役に提供される情報が必ずしも客観的・合理的な情報とは限らない。監査役は、監査活動等で得た客観的情報を社外取締役に積極的に提供し、社外取締役の独立性の保持に努める必要がある。 2)監査役と社外取締役の連携においては、監査役(会)の監査の実効性を確保するという観点を重視し、意見交換を通じて認識を共有し信頼関係を確立することが重要である。	【新設】 「社外取締役の有効活用」、「監査役との連携」は、各社で模索状態にあるが、監査役の立場としての連携への対処について付記する。 協会監査基準第16条(社外取締役との連携)の記述内容も参考にした。